

令和3年度から 介護保険制度を見直します

☎介護保険課 ☎443-2041



介護保険は、40歳以上の方が加入し、加齢や病気などで介護が必要となったときに、介護サービスを受けられる制度です。団塊の世代が75歳以上となる令和7年度や、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えて現役世代が急減する令和22年度を見据え、介護を必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、介護保険法などの改正により、次のとおり制度の見直しを行います。

介護保険制度改正のポイント

【4月からの見直し】

○介護保険サービス利用時の自己負担の変更

令和3年度の改定では、介護報酬全体の改定率が+0.70%でした。それに伴い、各介護サービスの利用料が変更されました。自己負担の増減は利用者によって異なります。

【8月からの見直し】

○特定入所者介護サービス費(食費・居住費の助成)の見直し

施設における食費と居住費について、在宅で介護を受ける方や助成を受けていない施設入所者との公平性の観点から、収入や預貯金などの基準が細分化されます。

○高額介護(介護予防)サービス費の見直し

高額介護(介護予防)サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並所得者について、表1のとおり世帯の上限額の見直しが行われます。

【表1】

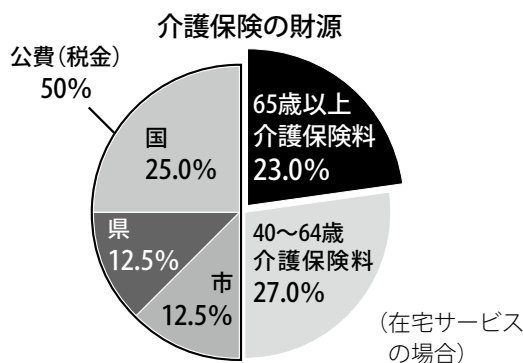
	現行	令和3年度から
年収約770万円以上の方	44,440円	93,000円
年収約1,160万円以上の方		140,100円

介護保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)に納めていただく介護保険料は、介護保険の貴重な財源(全体の23%)となっています。

介護保険料は3年に1度、介護保険事業計画の策定に合わせ、見直しを行っています。令和3～5年度の介護保険料基準額は、年額79,200円です。それぞれの方の保険料額は、前年の所得などに応じて12段階に分かれます。

※令和3年度の納入通知書は、7月下旬に発送予定です。



「介護保険と高齢者福祉の手引き(令和3・4・5年度版)」の配布

介護保険の利用手順や保険料の決め方、高齢者福祉サービスなどをわかりやすく紹介する冊子を配布しています。

配布場所／介護保険課、長寿福祉課(市役所3階)、保健所(蜷川)、各保健福祉センター、各行政サービスセンター、各地区センター、各地域包括支援センター

※市ホームページ(「介護保険課からのご案内」で検索)からも閲覧できます。

令和3年度 国民健康保険料を 改定します

国民健康保険年金課 ☎443-2065、2066、2064
国民健康保険各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

保険料の改定内容

国民健康保険料は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40～64歳が対象)」で構成されており、各保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合計金額によって決まります。今回の改定により、年間の保険料が、次のとおり見直されます。

【医療分】

区分	内容	令和2年度	令和3年度
所得割	所得割基礎額(国民健康保険加入者全員の合計額)×料率	料率7.4%	料率6.4%
均等割	被保険者1人あたりの額	25,680円	25,000円
平等割	1世帯あたりの額	22,560円	17,500円

【後期高齢者支援金分】

区分	内容	令和2年度	令和3年度
所得割	所得割基礎額(国民健康保険加入者全員の合計額)×料率	料率2.1%	料率2.3%
均等割	被保険者1人あたりの額	8,160円	8,200円
平等割	1世帯あたりの額	6,480円	7,000円

【介護分】

区分	内容	令和2年度	令和3年度
所得割	所得割基礎額(国民健康保険加入者全員の合計額)×料率	料率2.1%	料率2.3%
均等割	被保険者1人あたりの額	9,360円	9,500円
平等割	1世帯あたりの額	6,000円	6,500円

保険料の軽減制度

1年間の所得が次の基準額以下の世帯については、均等割額と平等割額が減額されます。

7割軽減基準額	令和2年度まで	基礎控除額(33万円)
	令和3年度から	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数[※1]-1)
5割軽減基準額	令和2年度まで	基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数[※2])
	令和3年度から	基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数[※2]) +10万円×(給与所得者等の数[※1]-1)
2割軽減基準額	令和2年度まで	基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数[※2])
	令和3年度から	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数[※2]) +10万円×(給与所得者等の数[※1]-1)

[※1]一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))

[※2]国民健康保険制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者となった方で、継続して同一の世帯に属する方の数

保険料は納期限までに
必ず納めましょう

保険料を納期限までに納付されないと、延滞金が発生する場合があります。
災害やその他特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、分納・減免などの制度
もありますので、早めに相談してください。